

認められない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「人間関係の軋轢」を挙げ、「福島からの避難者だと分かれると、時として、『東電から賠償金をたくさんもらっている。』などと事実を誤解した差別的なことを言われることがある」と主張するが、これは、そもそも原告14-1が他者から受けたとする差別的発言の問題であって原告らが主張する被告国の責任原因とは無関係であるし、また、同原告の供述を前提とするとしても、「(前略)お友達のお子さんなんかも(中略)おまえは何かいっぱいお金もらってるだろう、ぜいたくしてるだろうってたくさん言われて泣きながら帰ってきたということを聞いたこととかもあった」、「美容師さんに行ったときに、そちらの美容師さんから、そこに住んでる住宅の人はいい車にいっぱい乗ってたくさんお金もらってぜいたくしてるんだよっていう情報があるんだよというのを教えてもらいました」とあるとおり、原告らの主張のような差別的発言が原告14-1らに直接向けられた事実は認められない以上、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「区域外避難者に対する差別的な扱い」を挙げ、「東京都の公営住宅への入居に際して、避難指示区域内からの避難者よりも後回しにされ、差別的な扱いを受けた。」、「区域外避難者であるという理由で、世間から冷たい目で見られているばかりか、『エセ避難者』といったような誹謗中傷を受けることもあり、原発事故の被害者として、世間に声を上げることすら憚られている状況である」と主張するが、これは、原告らが主張する被告国の責任原因とは無関係であるばかりか、本件全証拠を検討しても、原告14-1らが上記誹謗中傷を直接受けたことを認めるに足る証拠は見当たらない以上、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

第12 世帯番号15番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 本件事故と原告ら主張の損害との間に相当因果関係がないこと

原告らは本件事故により避難を余儀なくされ損害を被ったと主張するようであるが、原告15は、上記事故後の平成23年3月13日に長男を含む親族と東京都内に避難した後、b1市内の学校再開の連絡を受けて同年4月上旬にb1市内に戻っていることから、同日時点で上記事故による避難は終了しているとみるべきである。その後、原告15は、除染を実施していない学校への不信感と大規模な余震があったことによる恐怖心から、同月15日にb1市内から東京都内に移動しているが、除染の実施の有無は放射線量に従って決められているはずであり、それが実施されていなかったとすればそれは放射線量が低かったからであると考えられるし、上記余震を原因として本件原発に新たな事故が生じたことをうかがわせる証拠は一切見当たらず、余震が起きれば将来的に追加の事故が生じるという具体的なおそれもなかったのであるから、同原告は自らの個人的な不信感や恐怖心から上記移動を開始するに至ったにすぎない。したがって、平成23年4月15日以降の東京都内への移動は同日の余震を原因とするもので、本件事故を原因とする避難ではないから、同事故と同日以降に生じたとする損害との間に相当因果関係は存在しない。

(2) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「被ばくの不安」を挙げ、原告15は、自身及び長男の被ばくについて不安を抱いていると主張する。しかしながら、同原告は、東京都内に移動した後、b1市内の自宅周辺の放射線量を測定したことはなく、どのような数値で確認できれば放射線量について安心するかの被告指定代理人の質問に対しては「数値では、そういうのって分からないと思います。測っているところは決められた場所ですよ。そこに子供が行くわけではないし、そこに住んでるわけではありません。」と回答しているとおおり、同原告は客観的な放射線量の数値を根拠として被ばくの不安を有しているものではなく、漠然と抱いているにすぎないし、それはどのような事実があるかと解消しない性質のものと言っている以上、同原告の抱く被ばくの不安は通常の一般人が抱く性質のものとはいえず、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「差別の目」を挙げ、原告15は「自身がb1市からg b区に避難していることが知れると、多額の賠償金を得て贅沢をしているかの如く思われてしまうため、とても気を使い、言葉を選んでい。」などと主張するが、仮に原告の主張するような事実が認められるとしても、そのような差別に対する不安は、実際にそのような差別的言動に及んだ者達がいることによって形成されたものであり、本件事故から生じたものではないから、原告らが主張する被告国の責任原因とは無関係であり、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「軋轢」を挙げ、原告15は「放射線や避難などに対する考え方の違いから、b1市に残っているママ友とは、会話をしづらくなり、交流が途絶えてしまった」などと主張するが、仮に原告らの主張するような事実が認められるとしても、これは、原告らが主張する被告国の責任原因とは無関係であり、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「今後のこと」を挙げ、原告15においては、先の見通しが見えないことや、現在の借り上げ住宅にいつまで住むことができるのかについて不安を抱いていると主張するが、同原告は、長男が東京都内の高校に進学した長男に関して「そんな息子も、やっと今落ち着いて生活できるようになり、夢を見つけました。(中略)もう今更、息子を振り回すことはできません。」と述べるとおり、もはやb1市に戻ることはないことを既に決断している上、同原告は東京都内の飲食店で就業している以上、同原告による上記不安は既に解消されたものとみるべきであり、仮に漠然とした不安がなお残っているとしても、それは主観的なものにすぎず、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

第13 世帯番号16番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告16-1がb k市で生活していたのは、自分の実親を始めとする親族が近隣にたくさん居住している環境で子育てをしたいとの考えによるものであったが、本件事故により、このような子育て環境が奪われたと主張する。しかしながら、b k市内に居住していた原告16-1の両親や二人の妹は本件事故により避難したもの

の遅くとも平成29年3月時点で避難を終えて戻っているほか、近隣の親戚も同様に遅くとも同月時点で上記事故からの避難を終えて戻っているから、客観的には上記子育て環境を実現することは可能である。上記子育て環境が実現しないのは、原告16-1が「(引用者注: b k市内に)まだ戻れる状況にはないと判断して」いること、すなわち、自分なりの決断によるのであって、本件事故が客観的に支障になっているとはいえない以上、同事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない(なお、原告番号16-4が本件事故時に出生していないことは、慰謝料の算定のあらゆる場面において留意される必要がある。)

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「体調の不安が消えないこと」を挙げ、原告16-1が「2011(平成23)年11月に橋本病の診断を受けた。」「2013(平成25)年2月には死産してしまった」と主張するが、橋本病は、30代や40代の女性がかかりやすいとされる病気であり、体調の変化は年齢を重ねたことによるものと考えの方が自然であるし、死産についても母胎の体質等の影響も強く考えられるところであって、現に、同原告の橋本病への罹患及び平成25年2月の死産のいずれについても、診断した医師からは本件事故がその原因である旨の説明はなく、これらと本件事故との関係は認められないというほかない以上、同事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

また、原告らは、上記要素として、原告16-1、16の2及び16-3が受けた尿検査の結果として、いずれも検出限界以上のセシウム137が検出されたことにより、同原告16-1が子供らを守れなかったのではないかと後悔、苦痛を受けたと主張するが、同原告は、上記検査結果の意味するところにつき何ら説明を受けていないほか、環境省がインターネット上で公表しているセシウム137の検出に関する資料(乙ニ第16号証の2)に係る知見も知らない以上、同原告が有した上記後悔、苦痛は、同原告の個人的な不安に由来するものであって、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「区域外避難者に対する差別的な扱い」を挙げ、「様々な場面で、区域内からの避難者と比べて差別的な扱いを受けた。」「区域外避難者であるという理由で、世間からの冷たい目で見られているばかりか、エセ避難者といったような誹謗中傷を受けることもあり、原発事故の被害者として、世間に声を上げることすら憚られている状況である」と主張するが、本来誹謗中傷等した者が責めを負うべきものであり、被告国が責めを負うべきものとは認められない。

(2) 財産的損害に係る原告らの主張に理由がないこと

原告らは、本件事故によって原告16-1には通信設備設置費用(30万1850円)、出産費用の増加分(8万円)、幼稚園への入園納入金(5万円)、家賃負担分(6万3000円)の合計49万4850円の損害が生じたと主張するようであるが、いずれも裏付けとなるべき客観的な証拠は一切存在しないばかりか、同原告の本人尋問の結果を踏まえても上記費用を費やしたことを裏付ける供述は見当たらない以上、これを認めることはできない。

また、原告らは、本件事故により原告16-1には、自家用車でb k市内と東京都内を往復した交通費として合計18万4000円の損害が生じたと主張するようである。しかしながら、原告番号16-1らと同原告の夫とは、上記事故以前の平成19年10月からb k市内と東京都内とに別居しており、上記夫が毎週土曜に福島まで自家用車で往復していたのであり、このような生活は上記事故がなくても継続していたことは同原告自身が認めるところである。そうすると、原告16-1らは、本件事故がなくとも、原告らが損害額として主張する上記金額を超える交通費を支出していたものといえるから、同交通費については本件事故に起因して新たに発生した支出とはいえず、原告らの上記主張は理由がない。

(3) 生活費の増加に係る主張に理由がないこと

原告16-1ないし16-4は、避難による生活費の増加分として547万2140円を請求しているところ、原告16-1によれば、その生活費の増加分とは、東京で生活するように増加した食費のことを意味するとのことである。

しかしながら、原告16-1は、具体的にどの程度食費が増加したのかを明確に供述できていない。また、原告16-2及び16-3は、本件事故当時は幼かった上(原告16-2は3歳、原告16-3は1歳であった。)、原告16-4に至っては、本件事故当時出生すらしていなかったのであるから、仮に、原告16の世帯の食費が増加したことが認められるとしても、その食費の増加に、本件事故後の原告16-2ないし16-4の成長が大きく寄与していることは想像に難くない。

しかも、原告16の世帯は、本件事故当時、福島県b k市(以下略)にアパートを借りて生活していたところ、少なくとも平成23年4月19日に現在居住する都営住宅に入居してから平成29年3月31日までの間は、その都営住宅の家賃が免除されていたと考えられるから、家賃については避難後の方が相当に低額であったと考えられる。

以上のとおり、原告16の世帯については、避難による食費の増加分が明らかでないことに加え、避難する前よりも避難後の方が家賃が低額になっていると考えられることを考慮すると、避難によって原告16の世帯の生活費が増加したとは認められないというべきである。

第14 世帯番号17番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 本件事故と原告ら主張の損害との間に相当因果関係がないこと

原告らは本件事故により避難を余儀なくされ損害を被ったと主張するようであるが、原告17-1ないし3は、上記事故直後の平成23年3月13日に夫及びその両親を含めて茨城県g e市に避難した後、b l市内の学校再開を決め手として同年4月5日にはb l市内に戻っていることから、同日時点で上記事故による避難は終了しているとみるべきである。その後、原告17-1ないし3は、大規模な余震があった同月11日にb l市内から東京都内に移動しているが、上記余震を原因として本件原発に新たな事故が生じたことをうかがわせる証拠は一切見当たらず、余震が起きれば新たな事故が起きるといった具体的なおそれがあったわけでもないから、原告番号17-1が「(引用者注: 上記余震を原因として本件原発に)また大きなトラブルがあったら怖いと思った」と供述するのとおり、同原告の個人的な不安感から上記移動を開始するに至ったにすぎない。したがって、平成23年4月1日以降の東京都内への移動は同日の余震を原因とするもので、本件事故を原因とする避難ではないから、同事故と同日以降に生じたとする損害との間に相当因果関係は存在しない。

(2) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「放射能の影響」を挙げ、子供達への放射能の影響を考えるとb l市に帰っても帰れないなどと主張するが、原告17-1は、テレビや新聞等、経済産業省のホームページでb l市内の放射線量につ

いて確認しておらず、「線量のことについて聞かれても、きちんと答えることはできません。」と供述することからも明らかなどおり、b1市内の放射線量に対する同原告の個人的な不安感のみを理由として、b1市内に戻ることを避けているにすぎない。また、同原告の子供のうち原告17-2及び3のいずれも東京都内での生活を楽しんでいるほか、原告17-4及び5は本件事故後の東京都内に居住中の平成25年(以下略)に生まれたものであるから(なお、同原告らが本件事故時に出生していないことは、慰謝料の算定のあらゆる場面において留意される必要がある。)、東京都内での生活において原告17-1のいずれの子供にも精神的苦痛は生じていない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「避難中の体調」を挙げ、特に原告17-3が「甲状腺に膿胞があり『A2』と診断されている」と主張するが、上記診断結果につき担当医師から原因等の説明はなく、同原告が平成27年3月25日の第10回口頭弁論期日での意見陳述にて「放射能の影響かどうかはつきりしません」と自認するとおり、本件事故との関係は不明というほかなく、同事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「二重生活による負担」を挙げ、原告17-1らの東京都内での「避難生活」と同原告の夫のb1市内の生活との二重生活の負担を主張するが、原告17-1は、平成23年4月に一旦b1市内に戻った際に同市内の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧を認識したにもかかわらず、同市内での生活を再開した夫と共に暮らすことなく、自らの軽自動車を「もうb1に戻って乗ることはないだろうと考えて」同月に廃車している。そうすると、同原告らの平成23年4月以降の東京都内での生活は、「避難」ではなくもはや「移住」と評価すべきものであって、かかる二重生活は同事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

(3) 生活費増加分に係る原告ら主張に理由がないこと

前記(1)及び(2)で述べたとおり、原告17-1らの平成23年4月11日以降の東京都内への移動は、同日の余震を原因とするもので、本件事故を原因とする「避難」ではなく、もはや「移住」と評価すべきものであるから、少なくとも同日以降の生活費増加分に係る原告ら主張は理由がない。

別冊別紙1～2(省略)